

新型インフルエンザ対策マニュアル

事業継続計画

(要旨)

大東ガス株式会社

2009年11月制定

2020年 3月改定

《目 次》

《目 次》

1. 事業継続計画の目的及び基本方針
 - 1-1. 事業継続計画の目的
 - 1-2. 基本方針

2. 事業継続計画の策定・運用体制等
 - 2-1. 事業継続計画の策定体制
 - 2-2. 事業継続計画の運用推進体制
 - 2-3. 緊急時における事業継続計画の発動体制

3. 継続すべき業務と優先(重要)業務の特定
 - 3-1. 継続すべき業務
 - 3-2. 優先(重要)業務の内容

4. 事前予防対策
 - 4-1. 一般的な予防対策
 - 4-2. 生活上の注意点
 - 4-3. 会社としての対策
 - 4-4. 感染防止対策に有効な個人防護具と衛生用品の備蓄

5. 発生段階毎の対策
 - 5-1. 第一段階(海外発生期:フェーズ4)
 - 5-2. 第二段階(国内発生早期:フェーズ4B)
 - 5-3. 第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期:フェーズ5B・6B)
 - 5-4. 四段階(小康期:後パンデミック期)
 - 5-5. 自宅待機時の「休み」の取扱い

6. 事業継続計画の発動
 - 6-1. 事業継続計画の発動基準
 - 6-2. 事業継続計画の発動フロー
 - 6-3. 情報連絡
 - 6-4. 各部の役割
 - 6-5. 各部の優先業務の区分
 - 6-6. 宿日直の体制及び優先業務
 - 6-7. 事業継続計画の終了及び対策本部の解散

1. 事業継続計画の目的及び基本方針

事業継続計画の目的及び基本方針は、以下のとおりとする。

1-1. 事業継続計画の目的

新型インフルエンザが日本国内において大発生した場合において、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を事前に定める。

1-2. 基本方針

(1) 人命の優先

従業員及びその家族、需要家、供給継続に資する関連事業者の人命保持を最優先とする。

(2) 感染拡大防止措置

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、都市ガス事業者としての社会的責任も考慮し、需要家、関連事業者等への感染拡大防止に努める。

(3) 都市ガス事業の継続

都市ガスの供給を可能な限り平常時と同レベルに保つように努める。

2. 事業継続計画の策定・運用体制等

当社における事業継続計画を策定する体制、運用を推進する体制、又は緊急時に事業継続計画を発動する体制は、以下のとおりとする。

2-1. 事業継続計画の策定体制

- (1) 責任者 総務部門担当役員
- (2) スタッフ 総務部門長、供給部門長、営業部門長、およびその他定められた者

2-2. 事業継続計画の運用推進体制

- (1) 責任者 社長
- (2) サブリーダー 各部門の担当役員
- (3) スタッフ 各部門の部次長
- (4) 関連会社 DGサービス(株)、大東ガスエネライフサービス(株)、協和工業(株)、(株)ワイテック、(株)多摩アロー
- (5) 対象者 全従業員

2-3. 緊急時における事業継続計画の発動体制

- (1) 発動者 社長
- (2) 代行者 会長（第1位）
専務（第2位）
常務（第3位）
取締役（第4位）

3. 継続すべき業務と優先(重要)業務の特定

当社における継続すべき業務と継続に係わる優先(重要)業務は、以下のとおりとする。

3-1. 継続すべき業務

- (1) 都市ガスの安定供給に係わる業務
- (2) 都市ガスの漏洩事故等の防止及び処理業務

3-2. 優先(重要)業務の内容

- (1) 供給量・圧力の管理業務
- (2) ガバナ管理業務(異常対応)
- (3) ホルダー管理業務
- (4) 移動式ガス発生設備巡視・点検
- (5) 高圧及び中圧Aガス導管の維持管理業務
- (6) 本支供給管漏洩、供給支障処理業務
- (7) 高圧及び中圧Aガス導管に係わる他工事立合い、巡回業務
- (8) 灯外内管の漏洩、供給支障処理業務
- (9) 灯内内管の漏洩、供給支障及び警報器作動処理業務
- (10) マイコン遮断対応業務
- (11) 地震または災害(中毒、爆発等)の発生時
- (12) マッピング(緊急時)業務
- (13) 休日・夜間の宿日直業務
- (14) その他各部の優先(重要)業務(「6-5. 各部の優先業務の区分」参照)

4. 事前予防対策

従業員、需要家、関連事業者の感染予防及び感染拡大防止のために必要な事前予防対策は、以下のとおりとする。

4-1. 一般的な予防対策

(1) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた恐れがあるため、頻繁に手洗いを実施する。

(2) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人に移さないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底する。

(3) マスクの着用

咳等での飛沫の拡散を防ぐとともに、他人からの感染を防御するため、マスクを適切に着用する。

4-2. 生活上の注意点

(1) 適切な住環境の維持

日常的な清掃の実施により、居住室内の環境を清潔に保つよう心がけるとともに、加湿器等を利用して、十分な湿度を保ち、適度な室温を維持する。

(2) 規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。

4-3. 会社としての対策

(1) 職場の清掃・消毒

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。

(2) 通常のインフルエンザワクチンの接種

通常のインフルエンザの罹患者による医療機関の混乱を防止するため、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受けることを推奨する。

4-4. 感染防止対策に有効な个人防护具と衛生用品の備蓄

个人防护具と衛生用品を備蓄する。なお、マスクと手袋は使い捨てとする。

○備蓄を行う防護具及び衛生用品

対策用品
サージカルマスク
うがい薬
手洗用アルコール
除菌用消毒アルコール
感染防止用手袋
ゴーグル
保護衣(つなぎタイプL)
N95適合マスク

5. 発生段階毎の対策

当社は、従業員、需要家、関連事業者の感染予防及び感染拡大防止のために、発生段階毎に以下の対策を講じる。

5-1. 第一段階(海外発生期:フェーズ4)

(1) 社員への注意喚起

全ての役員・社員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ① 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項についての情報に注意すること。
- ② 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること。
- ③ 「咳エチケット」を励行すること。
- ④ マスクの常用、手洗い、うがいを励行すること。
- ⑤ 発生国への渡航を自粛すること。

(2) 備品等の調達

総務課は検温器、マスク、速乾性消毒用アルコール、うがい薬、水、食料品等、必要な備品類の調達を行なう。

5-2. 第二段階(国内発生早期:フェーズ4B)

(1) 危機管理組織の設置

日本国内において、新型インフルエンザの発生段階が第二段階(国内発生期)となり、埼玉・東京・千葉・神奈川・山梨・群馬・栃木・茨城の8県において、発症者が出た場合には、社長が第一次非常体制への移行を決定するとともに、社内外での感染防止対策、事業継続計画を推進する危機管理組織(非常対策本部=通称:新型インフルエンザ対策本部=以下「本部」という。社長が本部長)を設置の上、以下の対策を発動する。

(2) 感染防止対策の実施

総務課は、本部長の指示に基づき、以下の「新型インフルエンザ感染防止対策」を社内(全ての役員及び社員)および関連会社に周知する。

【新型インフルエンザ感染防止対策】

- ① 毎朝の検温を実施し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があれば出社せず、直ちに上長に連絡するとともに、都県が設置する「発熱相談センター」等指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に相談の上、その指示に従うこと。また、通勤途中で発熱した場合には、直ちに自宅に戻り、同様の対応を行うこと。
- ② また、同居の家族等が発症した場合又はその他の感染者に接触した場合には濃厚接触の可能性が高いことから、会社に出社せず、総務課(健康相談窓口)に連絡の上、会社の指示を待つこと。(会社は、本人の状況(検温による発熱の有無等)を聴取の上、指定医療機関へ相談させた後、自宅待機又は出社等の判断を行う。)
- ③ 不要不急の外出を避けるとともに、人混みや不特定多数の人の集る場所に近寄らないこと。
- ④ 余儀なく外出する場合には、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど人混みや不特定多数の人が集まる場所に近づかないこと。
- ⑤ 症状のある人(咳やくしゃみ等)には近づかないよう厳に注意するとともに、接触した場合には手洗い、洗顔等を行うこと。(また、洗顔以外、むやみに手で顔を触らないこと。)
- ⑥ 会社が支給するマスクを通勤時及び外勤等の外出時に着用すること。
- ⑦ 出勤時又は外勤業務終了後に社屋へ入る際、所定の場所(通用口等)に置かれた速乾性消毒用アルコール又はトイレにおいて石けんにより十分に手洗いをすること。
- ⑧ 発症国への海外出張(トランジット国も含む。)並びに「患者や濃厚接触者が活動した地域等」への出張を禁止するとともに、同地域への個人的な旅行は自粛すること。
- ⑨ 家族が感染したり、子供が通う保育施設等が臨時休業になる等、育児や介護をしなければならない場合には、その旨、総務課に申し出た上、休暇又は勤務時間短縮の承認を得ること。
- ⑩ 外部の会議・イベントへの出席・参加や上記以外の出張は、その必要性を上長はチェックし、かつ極力人数を絞り込むこと。
- ⑪ その他、会社が新型インフルエンザ対策として実施する社員・家族等の健康状態の確認及び社内で発熱した場合の対策等の指示に真摯に対応すること。
- ⑫ 対外的な接触のある次の業務は、所要の対応策を取らせる。
 - a 受付業務
 - ア 打合せ、納品、調査、料金支払等不特定多数の方が来社する際、社員は事前に配付したマスクを着用して対応するとともに、来客者名簿へ氏名、住

所等を記載する。なお、近隣等の感染状況によっては窓口担当者を退去させ電話での連絡をお願いする。

イ また、打ち合わせ、調査等の時間を要する場合には、来客者にも備え付けのマスク着用、手洗いをお願いするとともに、応対場所は1階の打合せスペース限定で行うこととする。

ウ 以上のことを徹底するため、受付正面にお客様への周知文を張り出す。

b 宿日直業務

ア 宿日直勤務は、2ヶ月以上先までローテーションにより勤務日が決まっているが、感染者が出た場合、1週間程度は勤務に入れなかったことが想定されるため、この場合は「宿直時の第一処理要員(電話専従者)病欠等の対応について」に基き、各部のローテーションにより感染者の交代者を選定の上、宿日直させることとする。

イ 宿日直時に緊急案件等出勤する場合は、必ずマスク着用にて対応し帰社時は速乾性消毒用アルコール等で手洗い、うがいを行うことを徹底する。なお、緊急案件で多くの人が集まる場所(デパート・学校等)に出勤する場合は、マスクのほか手袋、ゴーグル等を着用することとする。

⑬ 総務課は、以上の当社新型インフルエンザ対策を関連会社に連絡の上、各社においても早急に対応するよう指示する。

5-3. 第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期:フェーズ5B・6B)

(1) 第二非常体制への移行

更に、新型インフルエンザの発生段階が、第二段階(国内発生早期)ではあるが、供給エリアまたはその近隣で罹患者が発生し、今後第三段階(感染拡大・パンデミック期)への移行が見込まれる場合、または第三段階(感染拡大・パンデミック期)になった場合に本部長が第二次非常体制への移行を決定するとともに、以下の追加の感染防止対策を発動し、感染防止の更なる徹底を図る。

(2) 感染防止対策の徹底

感染拡大期に入ると社内や関係会社においても感染者が発生している可能性があることから、感染防止策の更なる徹底を図る必要があるため、第二段階での対策を継続することに加えて、次の追加対策を実施する。

① 社内外の会議・イベントの開催又は参加自粛

社内での感染拡大を防止するため、本部長の指示があった場合は、社内での連絡は電話やメールを使用することとし、幹部会、部内会議、課内会議等各種会議や朝礼を一時自粛する。また、当社が主催する来場者のある各種イベ

ントを中止するとともに、自社以外のイベントへの参加も自粛する。(なお、どうしても参加の必要が生じた場合は、上長の許可を得た上で、参加人数の制限、マスクの着用、帰社後のうがい・手洗いの実施更には検温等の健康管理に十二分に留意し、その結果を総務課に報告することとする。)

* 実施時期・・・対策本部より指示が発せられた翌日より実施するものとする。

② 時差通勤の実施

鉄道等の公共交通機関を利用し通勤する社員においては、不特定多数の乗客と乗り合わせることから、感染リスクは高い。このため、ラッシュ時間帯を避けることが必要であり、状況に応じて時差出勤を実施する。その場合、出勤時間は概ね10時30分入社とし、この場合の終了時間は19時00分とする(送迎バスの運行も時差とする)。なお、公共交通機関利用者に対しては、一時的にマイカー、バイク、自転車、徒歩等交通手段の変更を促す。

* 実施時期・・・対策本部より指示が発せられた翌日より実施するものとする。

③ 食堂の時間差利用

食堂の利用についても時間差利用等の措置を実施する。各フロア一毎に11時30分から30分ずつずらして昼食をとることとする。

* 実施時期・・・社内に感染者が発生した段階

④ ワクチン接種等の予防措置

総務課は、役員や社員に対し国又は市町村からの指示に基づき、必要なワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を講じる。

* 実施時期・・・行政からの指示を受けた段階

⑤ フロア一毎の隔離

感染の拡大を防ぐため、宿日直時を除きフロア一毎の行き来を制限する。

* 実施時期・・・社内に感染者が発生した段階

⑥ 自宅待機措置

非優先業務を担当する従業員であって、公共交通機関を利用している者は自宅待機をさせることも検討する。

* 実施時期・・・社内に感染者が発生した段階

(3) 感染者への対応

① 従業員に感染者が発生した場合は、出来る限り感染経路を特定する。感染経路の特定により、勤務時間中であつた場合は他の従業員にも感染した可能性があることから、接触した者は当面の間(7日間)マスク着用にて業務を行い、症状が出た場合は自宅待機とする。

② 社内で発熱等、感染が想定される者が発生した場合、該当課は、直ちに総務課に連絡するとともに、本人を指定の休憩スペース(宿直室)に行くよう指

示し、他者との接触を防ぐとともに、検温の上、発熱がある場合には、指定医療機関に連絡し、自身で行くよう指示する。

- ③ 管理職が感染した場合は、直属の上長が代行することとする。

5-4. 第四段階(小康期:後パンデミック期)

新型インフルエンザが小康状態になった場合、感染防止策を維持しつつ業務の回復を図る。また、発症した社員の多くは治癒するため、これらの社員も就業可能となることが予想される。

しかしながら、第二波、第三波が来る可能性があることから、暫くは感染防止策を維持することとするが、区域内の状況、周辺の状況を踏まえつつ、本部長は各種対策を柔軟に変更するとともに、国又は都道府県からの終息宣言が出た段階で設置した危機管理組織を解散する。

5-5. 自宅待機措置にかかる「休み」の取扱い

会社は、社員が罹患した、又は罹患の恐れがある時は、他の社員や地域社会への感染拡大を防止するため、自宅待機を指示する場合があるが、この場合の「休み」の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 罹患による自宅待機措置

社員が新型インフルエンザに罹患したことが明白となった場合は、会社は自宅待機を命じるが、その際の扱いは欠勤とする。但し、社員が有給休暇を選択した場合は有給休暇として取扱う。

(2) 会社指示による自宅待機措置

社員本人が罹患した恐れがある場合又は社員の家族が罹患した場合、会社は期間を定めて本人に自宅待機を命じることがあるが、この期間は特別有給休暇とする。

以上の取扱いは、本人から会社に提出された医師の診断書(又はそれに代わるべきもの)によって会社が判断する。

6. 事業継続計画の発動

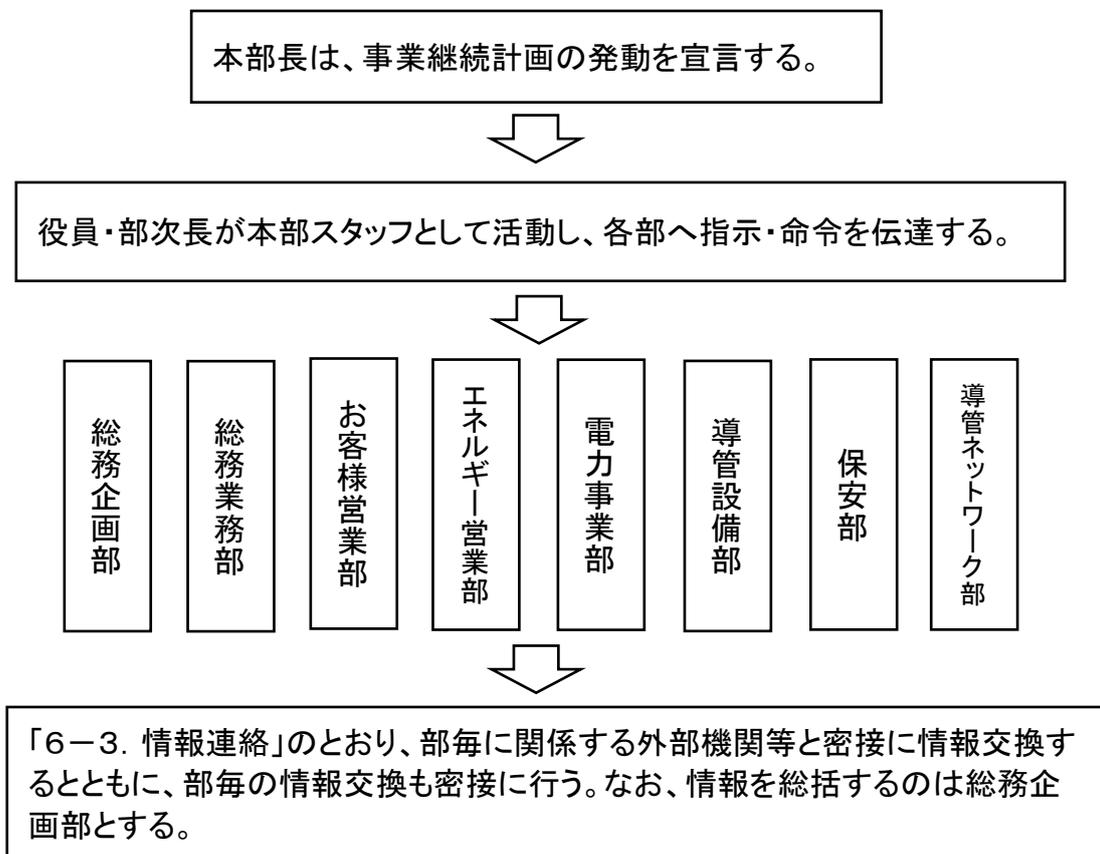
当社で事業継続計画を発動する場合の基準とフローは、以下のとおりとする。
(第一次非常体制以降、事業継続計画発動の必要性を適宜検討の上、基準を踏まえて発動の可否を判断する。なお、発動した場合には自動的に第二次非常体制に移行する。)

6-1. 事業継続計画の発動基準

事業継続計画の発動は、本部長が以下の要件を総合的に判断し、決定する。

- (1) 国が発する情報や監督官庁からの要請
- (2) 近隣事業者の状況
- (3) 供給区域内及び従業員等に感染者が発生した場合

6-2. 事業継続計画の発動フロー



6-3. 情報連絡

(1) 情報の伝達、周知徹底

事業継続計画の発動を受け、総務部が総括的な事業継続計画の実施について情報を発信し、管理職並びに社員等従業員、関係会社に対して発動の情報伝達を確実に行うとともに、各部の担当役員(又は部次長職)を頂点とした連絡網を構築する。また、各部は総務企画部が発信する情報を補完すべく、特に「事業継続計画」の実施について会議等を通じその周知を徹底する。

(2) 外部との連絡体制

各部は、事業継続計画発動を関係会社等へ連絡するとともに、非優先業務の停止等について打ち合わせするものとする。

(3) 外部連絡先リスト

当社が事業継続計画を発動した場合、その内容を連絡する外部の連絡先は、「外部連絡先リスト」(別紙1)のとおりとする。

(4) 主要顧客リスト

当社が事業継続計画を発動した場合、その内容を連絡する主要顧客は、「主要顧客リスト」(別紙2)のとおりとする。

(5) 従業員連絡先

社員等の従業員の安否確認、業務指示等の連絡とともに、状況の進捗によっては、自宅待機を命じるための従業員連絡先については、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領の特別出動連絡網」のとおりとする。

(6) 感染拡大期の人員体制表

感染拡大期には社員においても感染拡大が予想され、業務継続に係わる社員の同時罹患を回避するため、事業継続計画を発動することとなるが、その場合の人員体制は「感染拡大時の緊急体制」(別紙3)のとおりとする。

(7) 感染拡大期の役割分担

また、事業継続計画発動時の円滑な業務執行を図るため、各業務における習熟度等を踏まえ、各人の担当業務の対応順序は「班別業務の担当順位リスト」(別紙4)のとおりとする。

(8) 外部伝達(案内)文書

当社が事業継続計画を発動した際に、関係会社、外部関係者へ文書で案内を行う。

6-4. 各部の役割

各部毎に事業継続計画発動以後の業務について順位付けを行い、都市ガスの供給維持に係わらない業務を一時停止し、安定供給・保安確保を図る業務に全力を尽くすため、各部は全社一体となって業務支援を行う。

6-5. 各部の優先業務の区分

各部における業務毎の優先区分は以下の通りとする。

(区 分)

A1…都市ガスの供給維持・保安確保に必須な業務及び支援業務

A2…都市ガスの供給維持・保安確保に必要な業務及び支援業務であるが、感染防止措置が図られない場合は行わない業務

B…都市ガスの供給維持・保安確保に直接関係しないため行なわない業務

各部の業務内容毎の優先区分については、(別紙4)の通り定める。

※業務担当者についても、「(別紙4)班別業務担当順位リスト」を参照のこと。

6-6. 宿日直の体制及び優先業務

(1) 宿日直ローテーションの維持

新型インフルエンザが社内にて感染が拡大した場合、宿日直ローテーションの間隔が短くなり、社員の負担が多くなることから、対策本部の指示により関連会社(株)大東ガスエネライフサービス・DGサービス(株等)から応援者を受け入れることとする。受け入れるタイミングは総務が対策本部へ具申するものとする。

(2) 感染拡大時の宿日直ローテーションの体制

社内において感染が拡大した場合、緊急措置として感染拡大時の緊急体制により、1週間交代で出勤・自宅待機を繰り返すものとするが、宿日直においてもその中において処理するものとし、宿日直ローテーションに係わず、部次長において当直者を決定する。

(3) 宿日直時の優先業務の区分

宿直及び日直時においても、面对する業務は行わないことが基本であり、お客様からの電話連絡に対しては、十分に説明し理解を得ることに努めなければならない。

6-7. 事業継続計画の終了及び対策本部の解散

新型インフルエンザが第四段階(小康期:後パンデミック期)となり新型インフルエンザが小康状態になった場合、感染防止策を維持しつつ業務の回復を図る。

しかしながら、第二波、第三波が来る可能性があることから、暫くは感染防止策を維持しつつ、本部長は状況を見極めつつ必要に応じて事業継続計画の終了を決定するとともに、国又は都道府県より終息宣言が出た段階で対策本部の解散を決定するものとする。